



復興まちづくり協議会・地権者連絡会 ニュースレター

復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

開催日	平成29年11月6日（月）		
時間	18:30～20:15		
場所	鶴住居地区生活応援センター		
参加人数	25人		
議題	1. まちづくり計画の進捗状況及びスケジュールについて	(6) 町界町名変更案について	(7) アンケートの実施について
	2. 町界町名変更について	3. 片岸公園の整備について	
	(1) 町界町名変更の必要性について	4. 消防水利・街路灯の整備について	
	(2) 町界町名変更のスケジュールについて	5. 集会所・消防屯所の整備について	
	(3) 住所について	6. JR山田線復旧の進捗状況について	
	(4) 町界町名変更「案」の検討について	7. 意見交換	
	(5) 地割界（町界）の現状について		



当日は、これらの議題について担当より説明いたしました。出席された皆様から、町界町名の変更、片岸公園の整備、消防水利・街路灯の整備、ゴミ箱の設置、集会所の整備、鶴住居川堤防の嵩上げ等様々な御意見御要望をいただきました。

議題の概要

町界町名変更について

町界町名変更のスケジュールについて

○素案の作成（平成29年6～9月）
町内会役員会と町界町名変更案の素案を協議

○案の検討（平成29年11月：今回）
住民説明会及び町界町名変更案作成のためのアンケート実施

○案の決定（平成29年12月予定）
アンケート結果に基づき住民説明会の開催

○町界町名変更の議決（平成30年3月予定）
地方自治法第260条に基づく市議会の議決

○住所の変更
換地処分公告の翌日に住所が変更されます

【町界町名変更のスケジュールについて】

左図のとおり、6～9月に町内会役員会とも協議を重ねて素案作成を進めてまいりました。

今後は、11月のアンケート実施を皮切りに、御意見の集約を進めてまいります。12月に住民説明会を開催し、変更案を決定する予定です。

さらに、変更案が決定したあと市議会において、町界町名変更の議決へと進めてまいります。

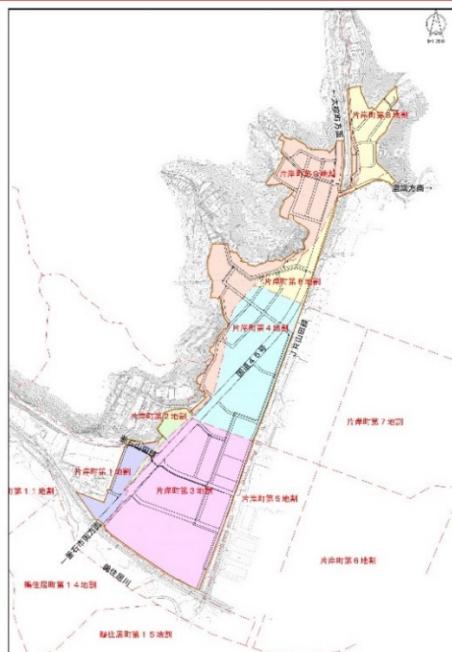
【町界町名変更案】

11月実施のアンケートでは、下図の（案1）から（案3）までの3案を素案に意見を募集します。

地割界（町界）の現状

従前の地割の状況

- 従前の町名は、「地割」を利用している。
- 地割の界は旧国道や河川などの位置に合わせて設定されている。
- 事業施行区域内には1、2、3、4、8、9地割が存在する。
- 事業施行区域内の町内会は、「片岸町内会」である。



地割（町）の区域の変更

- 町の界が新しい道路等に合わなくなったため、町の区域の再設定が必要となっている。

町界町名変更案（案1）

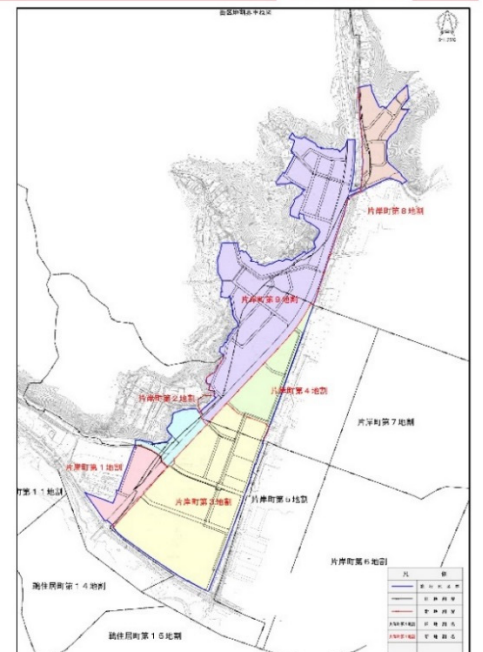
片岸町町内会
役員会希望案

変更案

- 新町名は導入しない。
- 現在の地割界（町界）の位置を土地区画整理事業後の道路等の恒久的な施設に合わせるよう変更する
- 地番は「201番」から連番で付番する。
- 施行区域外（白地の部分）は町名地番が変更されないため、**同じ町名**になります。

表示の例

住所：片岸町第8地割 201番地



町界町名変更案（案2）

変更案

- 町の区域は3つの町に分割する。
- 新町名を導入し、町名は「片岸町」に、文字を追加し、「丁目」で表記する。
【町名例】
・片岸町中央1丁目～3丁目
・新片岸町1丁目～3丁目
- 地番は、街区ごとに親番を、画地ごとに枝番を付番する。
- 施行区域外（白地の部分）は町名地番が変更されないため、異なる町名になります。

表示の例

住所：片岸町中央1丁目8番地1



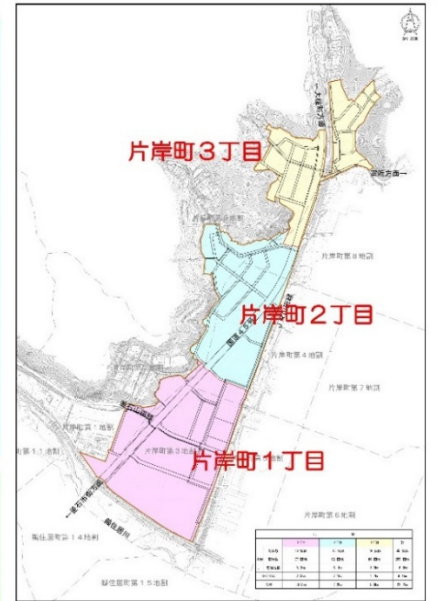
町界町名変更案（案3）

変更案

- 町の区域は3つの町に分割する。
- 新町名を導入し、町名は「片岸町」と「丁目」で表記する。
【町名例】
・片岸町1丁目～3丁目
- 地番は、従来の町名の地番と重複しないよう街区ごとに100番単位で設定する。
・地番の例
101番、102番…201番、202番、1001番…1102番…2202番…
- 施行区域外（白地の部分）は町名地番が変更されないため、異なる町名になります。

表示の例

片岸町1丁目 801番地
片岸町1丁目1001番地



このような御意見をいただきました

- （片岸町町内会会長から補足説明）片岸町の町内会役員会において、町界町名の変更の件に関して検討してきました。町内会役員会の結論は、「片岸町」の名称を残し、また「第〇地割」も残すという案です。変更してしまうと、被災しなかった地域と被災した地域の町名が異なってしまう、同じ町内で違和感が生じてしまうという理由です。この際だから、どちらでも変更した方が良いという御意見もあると思いますので、アンケートに御協力をお願いします。
- 片岸公園について、減災公園として位置づけている点をしっかりと説明すべきだ。また、地権者の協力が得られたうえでの計画であるが、地権者の数は何人なのか。地権者との用地取得交渉は、どういう状況なのか？
減災公園という位置づけを丁寧に説明しながら、進めてまいります。計画範囲の土地の登記上の地権者数は、40件以上ございます。地権者の方々には、これまで計画があることをお伝えしてきました。売買の交渉は、10月に開始したばかりであり、今後年末にかけて進めてまいります。
- 片岸公園のみのすけ沼は、海水と通じる方が良い。場所や技術的に可能か？
防潮堤に2箇所の樋門を設ける計画です。1カ所は室浜側、もう1カ所は、片岸公園の近くに予定しております。高さが低いところがあるので、自然に海水が入ると考えられます。
- 街路灯の設置について、再建される家が建ちだしており、真っ暗で大変不便を感じている。以前から「計画を早く示してほしい」とお願いしてきたが、示される時期はいつなのか？
現在、本設の電柱がやっと立ち始めましたので、今後街路灯の設置に移ることになります。12～1月に開催予定のまちづくり協議会にてお示しさせていただきます。
- ゴミ箱の設置場所の案を町内会役員会に示してもらいたい。いつ頃示せるのか？
自力再建される方が60～70世帯いらっしゃいますので、市有地や公園等に6～7箇所設置する予定であり、候補地を検討しております。町内会役員会には、場所の案を図面により11月中にお示ししまして、協議させていただきます。
- 家を建てたいのだが、土地が無いので建てられない方がいる。そのような人のために、公営住宅用地として買い上げた土地等の市有地を貸すということは考えられないか？他地区で、市有地を貸した例があると聞いている。
公営住宅用地として取得した土地は、本来ならば公募方式により分譲する流れになります。漁業集落の防災集団移転事業において、事前に宅地の分譲と借地の希望を募り、造成後に分譲・借地契約をした地区はありますが、区画整理事業は事業が異なりますので、市有地を借地させることが出来るのかどうか、庁内において検討いたします。
- 消防水利に関し、消火栓に現在の能力の良いポンプ車を付けて、最高の水圧が得られるのは良いことだと思う。しかし、2台目のポンプ車では、その水圧が得られないのではないかと？
細い管径の水道管の場合、後続車が水を吸い上げると共倒れになる場合があります。この事態を避けるため、消防署では、水利統制をして後続車が水を吸い上げない方法、管径の異なる別の消火栓からの中継送水により、良好な水圧を得る方法、また、消防困難地域では6トンの水槽車を現場に出動する方法等の様々な方法を駆使し、良好な放水が可能となるようにしております。また、国が定めた消防水利の基準により、消火栓等の配置を行っており、区画整理事業の区域内ではその基準をクリアしております。ご理解をお願いいたします。
- 片岸地区では虎舞の練習を行う必要があるのでは、箱崎地区の集会所と同様に、高さを確保してもらいたい。
先日の町内会役員会において、同様の要望をいただきました。その意見をふまえて、設計を進めます。また、12月以降建築業者が決まりましたならば、再び町内会役員会と意見交換を行いながら、進めていきたいと考えております。
- 昨年、大雨時に鶴住居川の堤防を越流し、堤防決壊予報が出たと聞いている。大浜渡橋上流の鶴住居川片岸側堤防を嵩上げしてほしい。
昨年の台風により損壊した一部の河岸は、災害復旧で対応することになっております。また、岩手県に対して、釜石市から河道掘削の要望を提出しており、既に工事を実施しています。今後も、順次確認しながら、河道を下げて川の断面を確保するよう進めていきたいと考えております。



復興事業については、可能な限り皆様の期待に応えられるよう進めていきたいと考えております。1日も早い工事の完成に向け、今後も全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。



復興計画の事業進捗等については、「広報かまいし」や市のホームページでも公開しております。併せて御覧ください。

■協議会等に関するお問い合わせ
釜石市復興推進本部
TEL：0193-27-8479
FAX：0193-22-2686